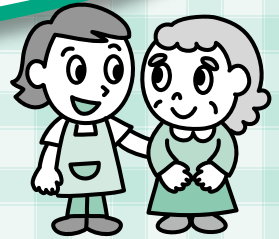
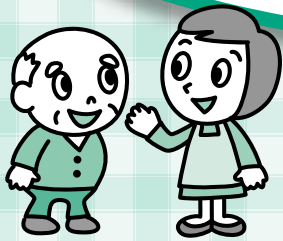


在宅高齢者福祉サービス

をご利用ください

【在宅で生活する65歳以上の高齢者や介護者が対象です】

※介護保険施設・有料老人ホーム・ケアハウス・サービス付き高齢者向け住宅などに入所している人はご利用になれません。



高齢者のいる世帯を対象にしたサービス

はり・きゅう・マッサージ

費用助成

介護者に対し、はり・きゅう・マッサージ費用の助成券（1枚1300円分）を、1年度につき10枚発行します。対象／寝たきり・認知症高齢者（14日以上入院期間がある場合は除く）と同居し、6か月以上介護している人

訪問理美容サービス

自宅で理美容が受けられるよう、理美容師の訪問に要する費用を、1年度につき4回まで助成します。※理美容料は利用者の実費負担。対象／寝たきりなどのため、理美容院に行けない人

高齢者みまもりサービス

火災センサー、ガス漏れセンサー、ペンダント式通報装置の貸与と、365日24時間、健康相談や緊急時の通報に対応します。
利用料／
①ひとり暮らしの世帯：市・県民税非課税世帯は無料、市・県民税課税世帯は1か月617円
②その他の世帯：1か月1231円
※通話料は自己負担。

障害者控除対象者の認定

障害者控除対象者認定書（所得税、市・県民税の所得控除用）を発行します。対象／認知症や6か月以上の寝たきり状態にある人

生きがいデイサービス

自立した生活を支援するため、実施施設で、趣味活動・レクリエーション・体操などの通所サービスを、週2回まで行います。※送迎対応ができる施設あり。対象／要支援・要介護の認定を受けておらず、非該当と見込まれる人
利用料／1回200円
※昼食代・材料費などは別途必要。

介護者慰労金の支給

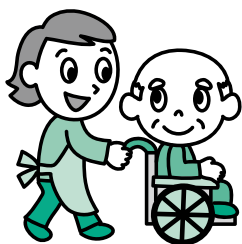
介護者に、年額10万円の介護者慰労金を支給します。※過去1年間に要介護3の期間が含まれる場合は年額5万円。対象／要介護3～5の認定を受けている人を、介護保険サービス（1週間程度のショートステイは除く）を過去1年間使わずに、在宅で介護している同居の人

紙おむつの支給

紙おむつ（テープ式パンツ・はくパンツ・尿とりパッド・平タイプ）を、月1回、自宅まで配達します。
利用料／
①市・県民税非課税世帯：無料
※要支援・要介護の認定を受けていない人は有料。
②市・県民税課税世帯：有料
※要介護4～5の人は、一定額まで市が半額負担し、残りは利用者負担。

外出支援サービス

介護タクシー乗車料金の一部を助成する利用券を発行します。1乗車（片道）につき、利用券1枚（1900円まで）を使用できます（1年度最大で24枚まで）。
※自宅と医療機関や公共機関などの移動にのみ利用可能。
対象／要介護4～5の認定を受けていて、一般の交通機関の利用が困難な人





在宅高齢者福祉サービスの問い合わせ
 高齢者介護支援課
 ☎55-2741 ☎55-2920
 📧ho-koureishien@div.city.fuji.
 shizuoka.jp

サービスによっては、下記のほかに利用条件があるものがあります。また、サービスごとに申請方法が異なりますので、詳しくは、高齢者介護支援課にお問い合わせください。

さらに、高齢者のひとり暮らし世帯や、高齢者のみの世帯の皆さんは、こちらのサービスも受けられます

軽度生活援助

ヘルパーでは対応できない草取り、庭木の剪定、屋内の清掃などの軽微な作業を、月1回、1年度につき4回（1種類2回以内、1回8時間以内）まで、シルバー人材センターの会員が行います。

対象／市・県民税非課税世帯の人
 利用料／1時間120円
 ※材料費などは別途必要。

大型ごみの回収

集積所への排出が困難な大型ごみを、年1回程度、予約で個別に回収します。※日常生活で出たごみのみ対象（引越して出たごみや家電リサイクル法対象品目などは除外）。

対象／集積所への排出を支援できる家族がいない人
 利用料／無料

ふれあいコール

相談員が2週間に1度、電話で安否確認をします。
 対象／ひとり暮らしまたは高齢者世帯の人
 利用料／無料

寝具クリーニング

専門業者による寝具の丸洗い・乾燥・消毒などを、1年度につき2回まで行います。

対象／ひとり暮らしで、市・県民税非課税世帯の人
 利用料／無料

福祉電話の設置

電話機を無償貸与し、基本料金を助成します。

※通話料は自己負担。
 対象／電話を持っていないひとり暮らしの人で、市・県民税非課税世帯の人

「食」の自立支援

栄養バランスのとれた昼食・夕食を、身体状況に応じて、1週間に1〜6食、事業者が自宅まで配達します。

対象／食事の準備が困難な人、要支援・要介護の認定を受けた人または健康づくりシニア
 利用料／1食350円

こちらでも、高齢者の皆さんのさまざまな相談に対応します



名称	担当地区	電話番号
東部地域包括支援センター	須津・浮島・元吉原	☎39-1300
吉原中部地域包括支援センター	神戸・富士見台・原田・吉永・吉永北	☎39-2700
北部地域包括支援センター	大淵・青葉台・広見	☎23-0303
鷹岡地域包括支援センター	鷹岡・天間・丘	☎30-7062
吉原西部地域包括支援センター	今泉・吉原・伝法	☎30-8324
富士北部地域包括支援センター	岩松・岩松北・富士駅北・富士北	☎66-0115
西部地域包括支援センター	富士駅南・富士南・田子浦	☎65-8839
// <富士川支所>	富士川・松野	☎81-4820
高齢者地域包括支援センター	市内の地域包括支援センターを統括	☎55-2951